

西原町公立保育所等個別施設計画

令和 7 年 8 月改訂

(令和 3 年 3 月策定)

西原町

目次

第1章 計画策定の目的.....	1
第2章 計画期間、対象施設.....	1
1 計画期間.....	1
2 対象施設.....	1
第3章 現状と課題.....	1
1 現状.....	1
2 課題.....	1
第4章 施設の状態等.....	2
第5章 対策内容、実施時期、費用.....	2
第6章 今後の対応方針.....	2

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本町においても、これまで行政需要の拡大により公共施設を整備してきましたが、これらの多くは老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本町では平成29年3月に「西原町公共施設等総合管理計画」を策定し、西原町が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「西原町公共施設等総合管理計画」のうち公立保育所について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と町民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「西原町公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和8年度までとし、その後10年ごとに見直しを行うことを基本とします。

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、「坂田保育所兼坂田児童館」とします。

第3章 現状と課題

1 現状

町内には認可・認可外あわせて多数の保育所がありますが、坂田保育所はただ一つの町立保育所として、民間では対応が困難な乳幼児の受け皿としての機能を有し、これまで蓄積された保育ノウハウの質・量を活かした運営を行っています。

また児童館も併設されており、幅広い公共サービスを提供できる施設となっています。

2 課題

坂田保育所兼児童館は平成13年度に整備され、まもなく建築後30年を迎える施設で、耐震診断が未実施である点、老朽化比率が50%を超えている点に留意がいります。

緊急性は高くないものの、予防保全的な維持管理を行い安全に長く使うことが出来るような対策が必要となっています。

第4章 施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえで、施設の状態を示します。

施設名称	坂田保育所兼坂田児童館
設置目的・機能	社会福祉施設等（保育所）施設として設置
運営形態	直営
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	2001（平成13）年度
経過年数	25年
法定耐用年数	47年
利用状況	100人
大規模改修等	R2～3 空調設備取替工事、R7 照明灯LED化工事
劣化・損傷	無
老朽化比率	51.6%（H29年3月時点）

※表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」による

第5章 対策内容、実施時期、費用

坂田保育所は、安定した保育需要が見込まれることから、今後も運営を継続する必要があります。今回の計画期間内では、循環型空調設備への改修を行います。

延床面積 (m ²)	老朽化 比率	対策内容		対策後の 延床面積 (m ²)	対策費用 (千円)
		R2～3	R4～8		
629.27 m ²	51.6%	部分改修	LED改修	629.27 m ²	(R2～3)26,151 (R7)5,939

第6章 今後の対応方針

「西原町公共施設等総合管理計画」では、公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行い、施設の長寿命化について検討したうえで、住民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現を目指すこととしています。

坂田保育所については、長寿命化を進めて行くうえで、日々の点検・診断によって問題個所の早期発見に努め、予防保全的な維持管理を図ります。また老朽化が進んで行く中で、耐用度を勘案しながら大規模修繕又は建替の有無、時期を検討し対応します。

本計画に基づく施設の更新等にあたっては、「西原町公共施設等総合管理計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

沿革

令和3年3月 策定

令和7年8月1日 一部改訂